



令和2年4月6日  
十日町市福祉課

## 生活福祉資金貸付制度「緊急小口資金特例貸付」について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための資金を必要とする世帯への貸付を、3月25日から社会福祉協議会で実施しています。

### 1 休業・収入減少された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

- (1) 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- (2) 貸付上限額 10万円以内（学校等の休業、個人事業主等の特例20万円以内）
- (3) その他 据置期間 1年以内  
償還期限 2年以内  
貸付利子 無利子

### 2 失業された方向け（総合支援資金）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

- (1) 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- (2) 貸付上限額 2人以上 月20万円以内  
単身 月15万円以内
- (3) その他 貸付期間 原則3月以内  
据置期間 1年以内  
償還期限 10年以内  
貸付利子 無利子

### 3 添付資料

生活福祉資金貸付制度 緊急小口資金（特例貸付）のごあんない

#### ■ ご相談窓口・お問合せ先

十日町市医療福祉総合センター内  
社会福祉法人十日町市社会福祉協議会  
地域福祉課 生活支援係

十日町市高田町3丁目南442番地 ☎025-757-3565

# 生活福祉資金貸付制度 緊急小口資金(特例貸付)の ごあんない

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯への貸付を行います。

## 休業・収入減少された方向け (緊急小口資金)

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

- 対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付上限額 10万円以内(学校等の休業、個人事業主等の特例20万円以内)
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 2年以内
- 貸付利子 無利子

## 失業された方等向け (総合支援資金<sup>※</sup>)

※生活支援費のみ

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

- 対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付上限額 (2人以上) 月20万円以内  
(単身) 月15万円以内  
貸付期間：原則3月以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 10年以内
- 貸付利子 無利子

※ 自立相談支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けることが要件となります

## 借入時に必要な書類等 (原本)

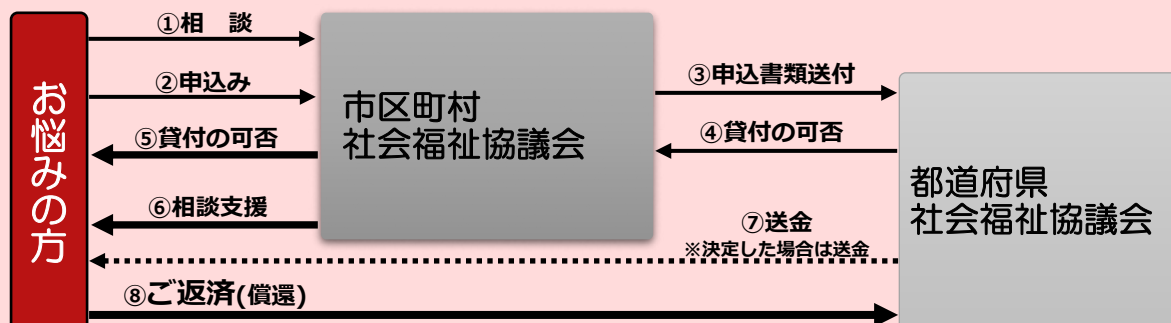
- 身分を証明できるもの (運転免許証等 顔写真が貼付された証明書)
- 印鑑 (登録済み印鑑)
- 住民票謄本
- 申込者名義の預金通帳
- 世帯の収入支出の状況がわかるもの
- 新型コロナウイルス感染症の影響による収入等の減少の状況が明らかにわかるもの

※必要に応じて、追加の書類を求める場合があります。

※確認記録の必要から、相談者さまのご了解のもとで写しをいただきます。

- ◆ 開始日：令和2年3月25日（水） 午前10時から受付を開始
- ◆ 相談・申込受付時間：午前10時～午後3時30分（土曜、日曜、祝祭日を除く）

### 貸付手続きの流れ



### 貸付制度利用に際しての留意点

- (1) 個人ではなく世帯を対象とし、「世帯の生活の安定」を支援する制度です
- (2) 「貸付が支援になる」と判断される場合に対象とします
- (3) 実情を正しくお話しいただくことが大切です
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯への貸付はできません

### ◆ 新潟県内 市町村社会福祉協議会

社協名	電話番号	社協名	電話番号
新潟市社会福祉協議会	025-248-4545	燕市社会福祉協議会	0256-78-7080
北区	025-386-2778	糸魚川市社会福祉協議会	025-552-7700
東区	025-272-7721	妙高市社会福祉協議会	0255-72-7660
中央区	025-210-8720	五泉市社会福祉協議会	0250-41-1000
江南区	025-250-7743	佐渡市社会福祉協議会	0259-81-1155
秋葉区	0250-24-8376	阿賀野市社会福祉協議会	0250-67-9203
南区	025-373-3223	魚沼市社会福祉協議会	025-792-8181
西区	025-211-1630	南魚沼市社会福祉協議会	025-773-6911
西蒲区	0256-73-3356	胎内市社会福祉協議会	0254-44-8682
長岡市社会福祉協議会	0258-33-6000	聖籠町社会福祉協議会	0254-27-6767
上越市社会福祉協議会	025-526-1515	弥彦村社会福祉協議会	0256-94-4551
三条市社会福祉協議会	0256-33-8511	田上町社会福祉協議会	0256-57-5877
柏崎市社会福祉協議会	0257-22-1411	阿賀町社会福祉協議会	0254-92-3088
新発田市社会福祉協議会	0254-23-1000	出雲崎町社会福祉協議会	0258-41-7133
小千谷市社会福祉協議会	0258-83-2340	湯沢町社会福祉協議会	025-784-4111
加茂市社会福祉協議会	0256-52-6667	津南町社会福祉協議会	025-765-3774
十日町市社会福祉協議会	025-750-5010	刈羽村社会福祉協議会	0257-45-2026
見附市社会福祉協議会	0258-61-1352	関川村社会福祉協議会	0254-64-0111
村上市社会福祉協議会	0254-53-2111	粟島浦村社会福祉協議会	0254-55-2111

実施主体：社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会 生活支援課  
 連絡先：〒950-8575 新潟市中央区上所2-2-2 電話：025-281-5522